

## 東北ブロック認知症グループホーム連合会表彰要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、東北ブロック認知症グループホーム連合会(以下、「本連合会」という)に所属する事業所に勤務する業績が特に顕著な個人に対して、その功績を顕彰し、その労苦に謝意を表するとともに認知症介護事業の進展に寄与せしめるため、必要な事項を定めるものとする。

### (表彰基準)

第2条 表彰基準は、次のとおりとする。

- 2 表彰の対象者は、管理者、一般職員(介護職員、介護支援専門員、看護職員等)に分けるものとする。
- 3 表彰の対象者は、毎年5月末日現在において、グループホーム在職期間が、その職において通算5年以上の職員で功績顕著な者とする。但し、表彰式時に在職している者とする。

### (推薦)

第3条 表彰の対象者は、各県グループホーム協議会会長の推薦により、各県、管理者1名、一般職員3名ずつ選出し、推薦書(様式第1号)に該当事項を記載し、指定の期日までに会長に提出しなければならない。

- 2 第2条の表彰基準を充たしていれば、細目については各県の判断に委ねるものとする。

### (表彰委員会)

第4条 表彰該当者を審査するため、東北ブロック認知症グループホーム連合会会長(以下「会長」という)の委嘱する表彰審査委員をもって構成する表彰委員会を設置する。

- 2 表彰委員会は、第3条の規程から提出された推薦書により審査を行い、会長に答申するものとする。
- 3 委員会の運営に関する細則は、会長が別に定める。

### (推薦人数)

第5条 表彰人数は、24名以内とする。

(表彰の時期)

第6条 会長が、東北ブロック認知症グループホーム大会等において表彰を行うものとする。

(賞状)

第7条 表彰にあたっては賞状を授与し、その氏名および功績を公表する。また、功績に応じた記念品を併せ授与することができる。

(勤続年数の計算)

第8条 継続年数の計算は、所属事業所に就職した日から起算する。なお、この勤続年数の算定は、本連合会所属の他の会員事業所の勤続年数と通算できるものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、特に必要な事項は会長が別に定める。

附則 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(様式第1号)

平成 年 月 日

平成22年度 東北ブロック認知症グループホーム連合会 表彰候補者推薦書

県・名 ( 県)

(ふりがな) 氏 名	※楷書で大きくご記入ください。
生 年 月 日	大正・昭和 年 月 日 (性別)男・女
法 人 等 名	
(ふりがな) 事 業 所 名	
推 薦 職 種 (5月31日現在)	1. 管理者 2. 一般職員 ※いずれか1つに大きく○をつけてください。
事 業 所 所 在 地 及 び 代 表 者 氏 名 (5月31日現在)	〒 - TEL - - FAX - -
在 籍 年 数	年 ヶ月 (平成22年5月31日現在) (休息期間は除く)
主 な 履 歴	※本欄は、勤続年数の確認のために必要ですので必ずご記入ください。(事業所名) 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 ( ) 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 ( ) 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 ( ) 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 ( ) 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 ( )
功績の概要・推薦理由	※本欄は、必ずご記入ください。

